

事前申込開始：令和5年6月13日（火）

事前申込締切：令和5年12月1日（金）

【令和5年度】山形市結婚新生活支援補助金 募集案内

山形市では、結婚して新生活を始める夫婦を対象に、住宅の取得費、家賃、リフォーム費用や引越費用等を補助します。

事前申込み及び申請の際は、この募集案内をよくお読みの上、必要書類を提出してください。

【重要！】

補助を受けるためには、**令和5年12月1日までに事前申込みが必要です。**

要件を満たす世帯への補助となりますが、事前申込数が予算を上回る場合は、事前申込者の中から所得の低い順に予算の範囲内で補助を行います。（詳細 P2～）

※令和5年12月1日以降に婚姻・同居予定の方も、婚姻前・同居前に事前申込みが必要です。

令和5年12月1日までに必ず事前申込みを行ってください。

対象夫婦

令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、以下(1)～(6)の全ての要件を満たす夫婦（世帯）が対象です。

- (1) 対象となる住宅が山形市内にあり、住民登録のうえ居住していること。
- (2) 令和4年分の夫婦の所得金額の合計が500万円未満であること。

※ 令和4年分の所得証明書に記載の所得の金額で算定します。

所得とは

この補助金の審査においては、所得を以下のとおり算定します。

（例）給与所得者の場合：1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額

自営業者の場合：1年間の売上金額－必要経費

ただし、所得金額の合計が500万円以上の場合でも、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得の合計額から令和4年分の返済額を控除します。
控除して算定します。

- (3) 婚姻日時点における夫婦の年齢がそれぞれ39歳以下であること。
- (4) 夫婦ともに過去に結婚新生活支援事業による補助金の交付を受けたことがないこと。（他自治体含む）
- (5) 夫婦ともに市区町村税を滞納していないこと。
- (6) 夫婦及び世帯構成員のいずれもが暴力団員等でないこと。

対象経費

原則として、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に夫婦が支払った次の費用

(1) 住居費

① 住宅取得費用 ⇒ 結婚に伴い取得した建物の購入費、新築の場合の工事請負費

※ 婚姻日より前に取得した住宅の場合は、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅のみが対象です。

※ 土地の購入費は対象外です。

② 住宅賃借費用 ⇒ 結婚に伴い賃借した住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

※ 賃料・共益費は、上記期間内に支払ったR5.4月～R6.3月分の費用で、婚姻月又は同居開始月のいずれか早い方の月分以降の費用が対象です。(R6.4月分家賃は対象外)

※ 入居日や同居開始日については、住民票の住定年月日で確認します。

※ 駐車場代、鍵交換代、入居前のクリーニング代、保険料等の費用は原則、対象外です。

(2) リフォーム費用 ⇒ 結婚に伴い自らが居住するための住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築及び設備更新等の工事に要した費用

※ 婚姻日より前に実施した工事の場合は、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した工事のみが対象です。

※ 倉庫、車庫、門、フェンス及び植栽の修繕、増築、改築及び設備更新やエアコン、洗濯機等の電化製品の購入及び設置に係る費用は対象外です。

(3) 引越費用 ⇒ 結婚に伴い取得又は賃借した住宅や、夫又は妻が居住する住宅への引越費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った作業費や運送費

※ レンタカーを借りて自身で引越しを行った場合の費用や不用品の処分費用、引越業者が行う電気やガス等のサービス料、エアコン等のクリーニング費用は対象外です。

補助金額

すでに支払った対象経費の金額のうち、1世帯当たり上限60万円までの額を補助します。ただし、補助の上限額はご夫婦の年齢により異なります。

(1) 婚姻日時点における夫婦の年齢がそれぞれ29歳以下の場合 上限60万円

(2) 上記以外の場合 上限30万円

※ 申請する費用に対して、勤務先からの住宅手当等や公的制度による他の補助金等を受けている場合は、その額を対象経費から控除し、補助金額を算定します。

手続きの方法等 **重要!**

補助を受けるためには、**令和5年12月1日までに事前申込みが必要**です。

要件を満たす世帯への補助となりますが、事前申込数が予算を上回る場合は、事前申込者の中から所得の低い順に予算の範囲内で補助を行います。ただし、予算を大幅に上回るときは、締切日前に受付を終了する場合がありますので、お早めにお申し込みください。

※令和5年12月1日以降に婚姻・同居予定の方も、婚姻前・同居前に事前申込みが必要です。

令和5年12月1日までに必ず事前申込みを行ってください。

手続きの流れ

※補助金を受けるためには①・②の手続きが必要です。

手続き	時期	備考
①事前申込み	令和5年12月1日まで [予算を大幅に上回るときは、締切日前に受付を終了する場合がありますので、お早めにお申し込みください。]	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年3月までに婚姻・同居予定の方は婚姻前・同居前でも事前申込みが必要です。 令和5年12月1日以降に婚姻・同居予定の方も、必ず令和5年12月1日までに事前申込みを行ってください。 ※提出書類は P4 参照
交付予定者決定 [市]	令和5年12月中旬～ 令和6年1月上旬	事前申込みの内容をもとに、要件を満たす事前申込者を「交付予定者」として決定し通知します。ただし、事前申込数が予算を上回る場合は所得の低い順に予算の範囲内で「交付予定者」を決定します。 「交付予定者」…補助金の交付申請をすることができ方。
②交付申請	令和6年1月上旬～ 3月下旬	「交付予定者」に決定した旨の通知が届いた方は速やかに交付申請を行ってください。 （「交付予定者」に決定していない方は交付申請ができません。） ※提出書類は P4～5 参照
交付決定 (または不交付決定) [市]	令和6年1月上旬以降随時	交付申請の内容を審査し、審査結果を通知します。
補助金交付 [市]	令和6年1月上旬以降随時 ※原則、3月末日まで	審査の結果、交付決定になった場合、請求書に記載の口座へ補助金を振り込みます。

※ [市] は市が行う事務処理です。

書類の提出方法

「事前申込み」・「交付申請」は、企画調整課窓口（市役所4階）へ直接書類を提出してください。書類の内容確認等が必要なため、**提出方法は、原則、直接持参のみ**となります。

提出書類の様式は、山形市ホームページからダウンロードが可能となっているほか、企画調整課でも配布しています。

※ 要件にあてはまるか、対象経費となるかなどは、事前に企画調整課へお問い合わせください。

※ **担当者が不在の場合がありますので、書類提出の際は事前に企画調整課へ電話連絡の上、予約をお願いします。**（書類提出には、申請者ご本人または配偶者の方がお越しください。）

提出書類

★がついているものは、コピーの提出でも差し支えありませんが、提出時に原本もご用意ください。

①事前申込み

共通（必ず提出）

- 山形市結婚新生活支援補助金事前申込書（様式第1号）
- 夫婦それぞれの所得証明書（令和4年分の所得を証明するもの） ★
 - ※ 令和5年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で請求できます。
 - ※ 山形市の場合、令和5年度課税（令和4年分所得）分の「市県民税課税証明書（所得証明）」を請求し、ご提出ください。
- 夫婦それぞれの納税証明書 ★
 - ※ 令和4年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で請求できます。
 - ※ 山形市の場合、令和4年度分の「個人納税証明書」
 - ※ 令和4年度非課税の方は非課税であることが確認できる課税証明書等をご提出ください。

貸与型奨学金を返済している場合（該当する場合のみ提出）

- 貸与型奨学金の返還証明書（令和4年分） ★

本申請

②交付申請（交付予定者に決定後申請）

共通（必ず提出）

- 山形市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第7号）
- 婚姻届受理証明書又は戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本） ★
- 住民票の写し ★
 - ※ 夫婦の住所が記載されている「住民票の写し」を請求してください。
 - （「世帯全員」が記載されており、「世帯主及び続柄」「本籍及び筆頭者氏名」が記載のもの）
- 同意書兼誓約書（様式第8号）
- 請求書
 - ※振込先口座は、原則申請者名義の口座のみです。
- 振込先口座が確認できる書類（通帳またはキャッシュカードのコピー）
 - ※金融機関名、店名、預金種目、口座番号、口座名義が確認できる部分をコピーしてください。
- アンケート

次ページへ続く



以下は該当するものを提出（交付予定者に決定後申請）

住宅取得費用を申請する場合

次のどちらか1つ

- 住宅の売買契約書の写し と 住居費の領収書等の写し
- 住宅の工事請負契約書の写し と 住居費の領収書等の写し
 - ※ 契約書の写し：契約日、契約物件名(所在地)、金額、売主・買主双方の確認ができるもの
 - ※ 領収書等の写し：支払者氏名、金額、支払内容、受領日(支払日)、支払先を確認できるもの

住宅賃借費用を申請する場合

- 住宅の賃貸借契約書の写し と 住居費の領収書等の写し
 - ※ 契約書の写し：契約日、契約物件名、金額、貸主・借主双方の確認ができるもの
 - ※ 領収書等の写し：支払者氏名、金額、支払内容、月ごとの受領日(支払日)、支払先を確認できるもの
- 不動産会社・大家等に領収書の発行を依頼してください。

住宅手当等支給証明書（様式第6号）

- ※ 住宅手当等の支給（不支給）内容を確認する書類です。不支給（支給されていない）の場合もご提出ください。ご夫婦それぞれの証明書が必要です。
- ※ 勤務先から記入いただいた上記証明書をご提出ください。勤務先からの記入が困難な場合は、住宅手当等の支給（不支給）内容を確認できる給与明細等の書類をご提出ください。

リフォーム費用を申請する場合

次のどちらか1つ

- リフォームの工事請負契約書の写し と リフォーム費用の領収書等の写し
- リフォームの請書の写し と リフォーム費用の領収書等の写し
 - ※ 契約書の写し：契約日、契約物件名(所在地)、金額、工事实施日、請負業者・発注者双方の確認ができるもの
 - ※ 領収書等の写し：支払者氏名、金額、支払内容、受領日(支払日)、支払先を確認できるもの

引越費用を申請する場合

- 引越費用に係る領収書等の写し
 - ※ 支払者氏名、金額、支払内容、受領日(支払日)、支払先を確認できるもの

注 意 事 項

- ※ 申請した内容について、市から問合せや調査又は追加資料の提出等を求められたときは、これに応じてください。申請した内容に虚偽又は不正があった場合、本補助金を返還していただきます。
- ※ 補助金に係る関係資料を交付決定した年度の翌年度から起算して5年間は整理・保存してください。

※ 担当者が不在の場合があります。書類提出の際は事前に下記へ電話予約をお願いします。

【申請・問合せ先】山形市役所4階 企画調整課 協働推進係
電話 023-641-1212(内線 223) / メール kikaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp